

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

消費税の 2 大改正 ~ 免税点と 95%ルールの見直し

Q 平成 23 年度の税制改正により、今年から消費税の取り扱いが変わるとのことですが、具体的にはいつから、どのように変わのでしょうか？

解説

平成 23 年度の税制改正により、消費税法で 2 つの大きな改正が行われます。一つは「**事業者免税点制度の見直し**」、もう一つは「**95%ルールの見直し**」です。

1. 事業者免税点制度の見直し

(ア) 現行の制度

基準期間（2 年前の事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下である者
免税事業者

(イ) 改正後の制度

課税売上高もしくは給与等の合計額が上半期で 1,000 万円を超える事業者
翌期から課税事業者となる

- 1) 課税売上高もしくは給与等の合計額は**いずれか小さい方を選択できます**。
- 2) 現行の基準期間における課税売上高の判定が廃止されたわけではありません。

(ウ) 適用時期

平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

2. 95%ルールの見直し

(ア) 現行の制度

課税売上割合が 95%以上である課税事業者については、その課税期間中の仕入等に係る消費税額について、その全額を仕入税額控除の対象とすることができます。

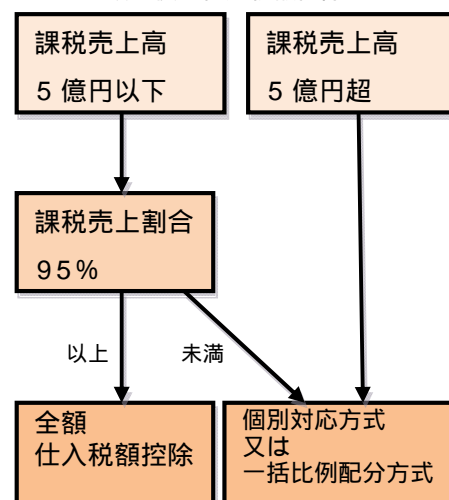
(イ) 改正後の制度

課税期間における課税売上高が **5 億円を超える**ときは、課税売上割合が 95%以上であっても、**個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入税額控除額の計算を行う**こととされました。

(ウ) 適用時期

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用

【改正後の仕入税額控除】



要するに...

事業者免税点の改正は来年から適用開始ですが、**95%ルールの見直しは 3 月決算の会社の場合、今年の 4 月、つまりあと 1 月半で適用開始**となります。売上が 5 億円超の会社は、全額仕入税額控除ができなくなるので、会社にとっては**コスト負担が増大**することとなり、さらに、経理処理の仕方も従来と比較して煩雑となりますので、しっかりした準備が必要となります。